⑷ Official in charge of the contract of the procuring entity : Ikuo Okuwaki, Director General of Tokyo Branch, Central Nippon Expressway Company Limited

⑸ Classification of the services to be procured : 42

⑹ Language used for application and inquiry shall be Japanese.

⑺ Contact point for tender documentation : Contract team, General Affairs and Corporate Strategy Department, Tokyo Branch, Central Nippon Expressway Company Limited 4―3―1, Toranomon, Minato-ku, Tokyo, 105―6011, Japan. Tel. 03―5776―5600

公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示（建築のためのサービスその他の技術的サービス）

次のとおり技術提案書の提出を招請します。

平成25年7月16日

独立行政法人都市再生機構

震災復興推進役　小山　潤二

◎調達機関番号　599　◎所在地番号　03

○第６号

1　業務概要

⑴　品目分類番号　41、42

⑵　業務名　大船渡市大船渡駅周辺地区震災復興事業の工事施工等に関する一体的業務

⑶　業務場所　岩手県大船渡市大船渡町他

⑷　本業務は、相互に関連する津波復興拠点整備事業及び土地区画整理事業を包含する大船渡駅周辺地区について、調査、測量、設計の一体的なマネジメントを実施することで、大船渡市大船渡駅周辺地区震災復興事業の早期着手および円滑な事業促進を図るものである。

⑸　本業務は、整備内容が確定し速やかに工事着手する早期業務と現時点で土地利用計画等が変更となる可能性があり、条件が整った段階で実施する次期業務を包含している。

⑹　早期業務においては、当機構が実施する関係機関等との調整及び基本設計に基づいて、以下の業務を実施する。

①　目標工期の最短化の実現やコスト縮減等、施工の前段階に関する検討

②　工事の施工に関連する、調査、設計等業務の管理

③　公共団体等との設計協議

④　施工開始後の他企業との調整

⑤　地盤調査、埋設物調査及び土壌汚染調査（以下「地盤調査等」という。）並びに地形測量等

⑥　建設発生土を使用した土砂運搬計画を含めた施工計画の立案及び詳細設計

⑦　許認可等に係る図書作成

⑧　工事施工（早期整備工事）

津波復興拠点整備事業（整地面積Ａ＝2.3　）

盛土工Ｖ＝4.3万㎥、地区外運土Ｖ＝4.3万㎥、関連公共下水道、防災工、仮排水工、切廻し水路工、構造物撤去工　一式

土地区画整理事業（整地面積Ａ＝8.7　）

盛土工Ｖ＝18.0万㎥、地区外運土Ｖ＝18.0万㎥、関連公共下水道、防災工、仮排水工、切廻し水路工、構造物撤去工　一式

⑨　履行期間　契約締結の翌日から平成27年３月31日まで。

⑺　次期業務においては、段階的に整備を図るものとし、当機構が実施する関係機関等との調整と連携して、以下の業務を実施する。

①　目標工期の最短化の実現やコスト縮減等、施工の前段階に関する検討

②　工事の施工に関連する、調査、設計等業務の管理

③　公共団体等との設計協議

④　施工開始後の他企業との調整

⑤　地盤調査等及び地形測量等

⑥　関連事業との調整

⑦　許認可等に係る図書作成

⑧　工事施工（次期整備工事）

次期整備工事

１）次期整備工事１（整備面積Ａ＝2.7　）

盛土工Ｖ＝１万㎥、広場工、道路工、舗装工、排水工、防災仮設工、既設構造物等撤去工　一式

２）次期整備工事２（整備面積Ａ＝32.0　）

盛土工事量Ｖ＝46.0万㎥、地区外運土Ｖ＝46.0万㎥、道路工、舗装工、排水工、防災仮設工、公共下水道等　一式

⑨　履行期間　発注者が①から⑧までのいずれかの次期業務の開始を指示した日から、平成31年３月31日までとする。

⑻　業務費用について

①　業務の実施に必要な費用は、業務の実施に要する原価（以下「業務原価」という。）とマネジメント業務に要するマネジメントフィーとし、その合計をコストプラスマネジメントフィーいう。なお、本業務は、オープンブック方式（業務費用を受注者に支払う過程において、支払金額とその対価の公正さを明らかにするため、受注者が発注者に全てのコストに関する情報を開示し、発注者又は第三者が監査を行う方式。以下同じ。）を採用する。

②　コスト（業務原価）は、地盤調査等の調査原価、地形測量等の測量原価、基本設計の修正及び詳細設計の実施に必要な設計原価並びに工事施工に係る工事原価とする。

③　マネジメントフィーは、「調査・測量・設計」及び「工事施工」の業務区分に応じて設定するものとする。なお、「調査・測量・設計」及び「工事施工」のマネジメントフィーを各々の想定業務割合で加重平均し算出した合算マネジメントフィーは、業務原価の10％を目安としているが、技術提案書において、マネジメントフィーの率についての提案を受け付ける。また、マネジメントフィーは、早期業務及び次期業務ともに同率とする。

2　参加資格　技術提案書の提出者は、次の資格を有する者であること。

⑴　独立行政法人都市再生機構会計実施細則（平成16年独立行政法人都市再生機構達第95号）第331条及び第332条の規定に該当する者でないこと。

⑵　当機構東日本地区における土木工事に係る平成25・26年度の一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、総務人事等担当理事が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

⑶　当機構東日本地区における土木工事に係る平成25・26年度の一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（客観点数）が、1,200点（⑸②㈡の共同企業体の代表者以外の構成員にあっては、1,150点）以上であること（上記⑵の再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に客観点数が1,200点（共同企業体の代表者以外の構成員にあっては、1,150点）以上であること。）。

⑷　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

⑸　次の①又は②の資格を有する者であること。

①　単独申込み（建設コンサルタントが申込者の一員となる場合を含む。）の場合　㈠及び㈡の条件を満たす者（㈠に該当する場合は、㈡の条件を満たす者）

㈠　設計に関して公共団体等協議の業務実績を有する者

㈡　大規模土工（概ね50万㎥以上をいう。以下同じ。）を伴う土木工事の施工実績を有する者

㈠　建設コンサルタントを申込者の一員とする場合には、次のａ及びｂの条件を満たす者（申込者の一員となる建設コンサルタントは２者以内とする。）

ａ　当機構東日本地区における平成25・26年度測量・土質調査・建設コンサルタント等業務に係る一般競争参加資格について、「土木設計」の認定を受けている者

ｂ　㈠の条件を満たす者